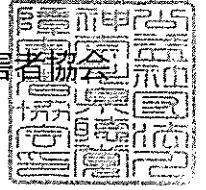


2020年3月13日

神奈川県知事 黒岩祐治 様

公益社団法人神奈川県聴覚障害者協会
理事長 渡 邊 千 城
神奈川県手話通訳者協会
会 長 櫻 井 一 夫



手話通訳者の新型コロナウイルス感染防止対策について（要望）

日頃より聴覚障害者の社会参加と権利の保障に関する諸施策の推進にご尽力くださり、厚くお礼申し上げます。

現在、新型コロナウイルス感染者の数が増加しており、聴覚障害者も感染の可能性があります。

通常、聴覚障害者が医療機関で診察および治療を受けるときは、派遣手話通訳者と同行し、手話通訳者と一緒に診察室などに入り、そこで通訳を行います。その際、手話は手の動きだけでなく、表情や口形も併せて表現することから、通訳するときには必然的にマスクを外して通訳することになります。

また、通訳以外の待機時間なども含めると長時間、医療機関の建物など閉鎖空間の中に聴覚障害者と一緒にいなければなりません。

そのため、感染し、またはその疑いがある聴覚障害者に同行して通訳を行う手話通訳者は高い感染のリスクにさらされることになります。

聴覚障害者の健康を守ることはもちろん必要ですが、通訳を行った結果、手話通訳者の健康が損なわれるようなことがあってはならないと考えます。

このことは、新型コロナウイルスに限らず、インフルエンザなどの感染症一般にも言えることです。

そこで、早急に手話通訳者の感染を防ぐ対策を施したうえで、聴覚障害者に対して必要な診察および治療を施すことができるような対策を講じることを要望します。

具体的には以下のような対策を求めます。

記

一定以上の規模の医療機関、特に感染症指定医療機関には、手話通訳者のための部屋を設置し、診察室などとモニターを通して手話及び音声で会話ができるような設備を整備し、感染し、またはその疑いがある聴覚障害者と医療従事者との会話を、モニターを介して別室にいる手話通訳者が通訳できるようにすること。

上記のような設備が整備されていない医療機関において、感染し、またはその疑いがある聴覚障害者の診察および治療を行う場合は、神奈川県聴覚障害者福祉センターなどの県内の聴覚障害者情報提供施設で実施している遠隔手話通訳サービスを介して手話通訳を行うことができるようにすること。

なお、遠隔手話通訳サービスによる通訳は、感染の恐れがある場合に限り行い、それ以外の医療行為における通訳はこれまで通り、現場に手話通訳者を立ち合わせるにより行うものとする。

以上